

# 農企業者経営力強化事業実施要領

制定 令和3年3月29日3経第244号農林水産部長通知  
改正 令和5年7月13日5経第499号農林水産部長通知  
改正 令和5年10月25日5経第660号農林水産部長通知

## 第1 目的

地域資源を活用した産品の開発等により地域の雇用拡大と所得向上を目指す農業経営体の経営強化を図るため、補助・融資一体型の支援を行い、地域経済の活性化を図る。

## 第2 事業の内容

本事業は、次に掲げる事業種目で構成し、実施要件、事業内容、補助対象経費、補助率、補助限度額及び実施期間については、別表1から別表5に掲げるとおりとする。

- 1 新規就農タイプ
- 2 2千万円タイプ
- 3 5千万円タイプ
- 4 1億円タイプ
- 5 2・3億円タイプ

## 第3 事業実施主体

事業実施主体（以下「実施主体」という。）は次のとおりとする。

### 1 新規就農タイプ

実施主体は、次の（1）から（3）かつ（4）又は（5）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- （1）京都府内に主たる経営基盤を持つ農業の個別経営体
- （2）新規就農後10年以内であること。
- （3）過去3箇年の売上高の平均（農業部門）が1,000万円未満であること。
- （4）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進法」という。）第12条に規定する農業経営改善計画について認定を受けている者若しくは事業完了後3箇年以内に認定を受けると見込まれる者
- （5）京力農場プラン問題解決加速化支援事業実施要領（平成24年5月18日付け4担第303号。以下「京力農場プラン事業実施要領」という。）に基づき作成された京力農場プランの中核的担い手に位置づけられている者若しくは事業完了後3箇年以内に位置づけられると見込まれる者

### 2 新規就農タイプ以外

実施主体は、次の（1）又は（2）かつ（3）から（5）の要件を全て満たす農業経営体とする。

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項で規定する府内に所在地を置く農地所有適格法人又は府内に所在地を置く農畜産物の生産を行う法人であること。
- (2) 事業完了後 3 箇年以内に、府内に所在地を置く、農地所有適格法人又は農畜産物の生産を行う法人になることが確実と見込まれる者若しくは組織であること。
- (3) 基盤強化促進法第 12 条に規定する農業経営改善計画について認定を受けている者若しくは組織又は京力農場プラン事業実施要領に基づき作成された京力農場プランの中核的担い手に位置づけられている者であること。
- (4) 売上高については、以下のとおりであること。
  - ア 2 千万円タイプ  
過去 3 箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が 2,000 万円未満であること。
  - イ 5 千万円タイプ  
過去 3 箇年の売上高の平均（農業又は畜産部門）が 5,000 万円未満であること。
  - ウ 1 億円タイプ  
過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 1 億円未満であること。
  - エ 2・3 億円タイプ  
過去 3 箇年の売上高の平均（農業部門）が 1 億円以上であること。
- (5) 債務超過でなく、財務基盤が良好であり、又は債務超過であっても、事業着手から 3 箇年以内に改善が見込まれ、かつ金融機関の支援が確実に受けられること。

#### 第 4 事業承認の基準

広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事。以下「広域振興局長等」という。）は、実施主体が今後の農業経営の向上を図るために行う具体的な取組内容及びそれに対する目標を定めた計画（以下「事業計画」という。）が、別表 1 から別表 5 に掲げる実施要件の全てを満たす場合でなければ、当該事業計画を承認しないものとする。

#### 第 5 事業の実施等

##### 1 事業計画の作成

- (1) 実施主体は、実施承認申請書（別記第 1 号様式）により、広域振興局長等に承認を申請するものとする。
- (2) 前号の申請に当たっては、事業計画書（ビジネスプラン）（別記第 2 号様式）を作成し、添付するものとする。

##### 2 事業計画の審査

- (1) 広域振興局長等は、前項の申請があったときは、1 億円タイプ及び 2・3 億円タイプについては外部有識者等で構成する意見聴取会議から、新規就農タイプ、2 千万円タイプ及び 5 千万円タイプについては農業ビジネスセンター京都等の専門家から意見を聴取するものとする。
- (2) 意見聴取会議等に関する事項は、広域振興局長等が別に定めるものとする。

### 3 事業計画の承認

- (1) 広域振興局長等は、意見聴取会議等の意見を参考にして、事業計画の内容が適当であると認めるときは、当該計画を承認し、実施主体に対して通知するものとする。  
なお、補助金の割当内示は事業計画の承認をもってこれに代えるものとする。
- (2) 広域振興局長等は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、事業計画の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して承認できるものとする。

### 4 事業計画の変更

実施主体が事業計画を変更しようとする場合にあっては、1及び3の規定を準用するものとする。

なお、変更を要するものは、実施主体の変更又は事業費総額の2割を超える増減が生じた場合とする。

### 5 交付決定前着手の提出

- (1) 事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する場合にあっては、実施主体は、あらかじめ広域振興局長等の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別記第3号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。
- (2) 前号により交付決定前に事業に着手する場合、実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上行うものとする。

なお、変更を要するものは、事業主体の変更又は事業費総額の2割を超える増減が生じた場合とする。

### 6 補助金の交付申請等

- (1) 実施主体は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）第5条の規定により、承認を受けた事業の実施に要する経費について、補助金交付申請書（別記第4号様式）により、広域振興局長等に補助金の交付を申請するものとする。
- (2) 実施主体が規則第9条に定める変更をしようとする場合は、補助金変更承認申請書（別記第5号様式）により広域振興局長等に承認を申請するものとする。  
なお、変更を要するものは、実施主体の変更又は事業費総額の2割を超える増減が生じた場合とする。
- (3) 実施主体は、申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

## 7 実績報告書の提出

- (1) 実施主体は、事業完了後（2箇年事業の場合は年度ごと）速やかに、規則第 13 条の規定により事業実績報告書（別記第 6 号様式）を広域振興局長等に提出するものとする。
- (2) 実施主体は、前号の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- (3) 実施主体は、(1) の事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除が確定した場合には、当該金額（前号の規定により減額した場合にあっては、当該金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号による仕入れに係る消費税等相当額報告書により、速やかに広域振興局長等に報告するとともに、広域振興局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合にあっても、その状況等について、事業完了日が属する年度の翌年度の 5 月 30 日までに同様式により広域振興局長等に報告しなければならない。

## 8 交付決定の取消し

広域振興局長等は、実施主体が事業実績報告書を提出するまでに本事業の実施に要する経費のうち、金融機関から別表 2 から 5 で定める額の貸付け又は貸付決定を受けていない場合は、規則第 16 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

## 9 概算払

実施主体は、知事が別に定めるところにより、補助金の概算払請求をすることができる。

## 第 6 書類の経由

第 5 の 1 及び 6 の申請並びに 5 及び 7 の提出は、実施主体の所在地を管轄する広域振興局がある場合は、当該広域振興局長を経由するものとする。

## 第 7 助成

広域振興局長等は、別表に掲げる事業の実施に要する経費について、規則の定めるところにより予算の範囲内で助成するものとする。

本事業により整備した施設及び機械等については、農業保険法（昭和 22 年法律第

185 号) に基づく農業共済制度又は民間事業者が提供する保険に加入するものとする。

## 第8 推進及び指導体制

府は、事業の円滑な推進を図るため、農業ビジネスセンター京都及び京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）と連携し、事業の実施に必要な指導、普及啓発等を行うものとする。

## 第9 実施状況等の報告

実施主体は、知事が別に定めるところにより、事業の実施状況及び経営状況を事業完了年度の翌年度から起算して5箇年間広域振興局長等に報告するものとする。

なお、実施主体は、売上高の実績が事業計画に基づく年度毎の目標売上高の70%を2年連続で下回った場合は、京都農人材育成センター（京都府農業経営・就農支援センター）等の専門家派遣による指導・助言を受け、対策を講じるものとする。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則（令和3年3月29日3経第244号農林水産部長通知）

- 1 この要領は、令和3年3月29日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 令和2年度までに農業経営体育成事業実施要領（平成22年8月24日付け2担第412号）第5の3のビジネスプランの承認を受けた実施主体及び農企業者育成事業実施要領（平成27年5月26日付け7経第206号）第5の2の事業計画の承認を受けた実施主体については、この要領第5の3の事業計画の承認を受けたものとみなす。

附 則（令和5年7月13日5経第499号農林水産部長通知）

この要領は、令和5年7月13日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則（令和5年10月25日5経第660号農林水産部長通知）

この要領は、令和5年10月25日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表1 (第2及び第4関係)

事業種目	新規就農タイプ	
実施要件	事業計画が次の要件の全てを満たすこと 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高1,000万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成(そのためのコンサルタント相談を含む)や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用(用地取得費は除く)
補助対象経費	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費(推進事業費全体の50%以内に限る。) 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費(データ購入・調査分析にかかる経費等)、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る
補助率	助成対象経費の30%以内	
補助限度額	1,500千円以内(1申請あたり)	
実施期間	1箇年以内	

別表2 (第2及び第4関係)

事業種目	2千万円タイプ	
実施要件	事業計画が次の要件の全てを満たすこと 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高2,000万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後3箇年以内に、1名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、事業完了前に、常時雇用者を1名以上雇用している場合は、事業完了後3箇年以内に、新規就農研修生の受け入れ又は新規の常時雇用者1名以上の確保を目標とすること。 4 事業費総額の30%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成(そのためのコンサルタント相談を含む)や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用(用地取得費は除く)
補助対象経費	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費(推進事業費全体の50%以内に限る。) 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費(データ購入・調査分析にかかる経費等)、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 (1) 農産物生産用施設 (2) 農産物加工施設 (3) 原料冷蔵施設 (4) 食品残渣堆肥化施設 (5) 機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る
補助率	助成対象経費の30%以内	
補助限度額	20,000千円以内(1申請あたり)	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	

別表3（第2及び第4関係）

事業種目	5千万円タイプ	
実施要件	事業計画が次の要件の全てを満たすこと 1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高5,000万円を超える事業計画となっていること。 2 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。 3 事業完了後3箇年以内に、3名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。 4 事業費総額の40%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど	規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く）
補助対象経費	1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費 2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。） 3 広告宣伝費、ホームページ作成費 4 専門家に対する講師謝金及び旅費 5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費 6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費 7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの	1 次の施設等の整備に要する経費 （1）農産物生産用施設 （2）農産物加工施設 （3）原料冷蔵施設 （4）食品残渣堆肥化施設 （5）機械装置及び工具器具 2 農地の簡易整備に要する経費 3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの ※耐用年数5年以上のものに限る
補助率	助成対象経費の30%以内	
補助限度額	20,000千円以内（1申請あたり）	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	

別表4（第2及び第4関係）

事業種目	1億円タイプ	
実施要件	<p>事業計画が次の要件の全てを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高1億円を超える事業計画となっていること。</li> <li>2 事業完了後3箇年以内に、利用権の設定又は農作業の受託等を行うことで計画策定時より20%以上の経営規模の拡大又は20%以上の売上高の増加を目標とすること。</li> <li>3 事業完了後3箇年以内に、5名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、2名以上は新規の常時雇用者であること。</li> <li>4 事業費総額の50%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。</li> </ol>	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	<p>事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど</p>	<p>規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く）</p>
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費</li> <li>2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。）</li> <li>3 広告宣伝費、ホームページ作成費</li> <li>4 専門家に対する講師謝金及び旅費</li> <li>5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費</li> <li>6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費</li> <li>7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の施設等の整備に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農産物生産用施設</li> <li>(2) 農産物加工施設</li> <li>(3) 原料冷蔵施設</li> <li>(4) 食品残渣堆肥化施設</li> <li>(5) 機械装置及び工具器具</li> </ol> </li> <li>2 農地の簡易整備に要する経費</li> <li>3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの</li> </ol> <p>※耐用年数5年以上のものに限る</p>
補助率	助成対象経費の30%以内	
補助限度額	30,000千円以内（1申請あたり）	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	

別表5（第2及び第4関係）

事業種目	2・3億円タイプ	
実施要件	<p>事業計画が次の要件の全てを満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業完了後3箇年以内に、年間の売上高2億円又は3億円を目標とする事業計画となっていること。</li> <li>2 事業完了後3箇年以内に、5千万円以上の売上高の増加を目標とすること。</li> <li>3 事業完了後3箇年以内に、8名以上の常時雇用者の確保を目標とすること。ただし、3名以上は新規の常時雇用者であること。 なお、常時雇用者には財務マネージャー等の専門家を含むこと。</li> <li>4 事業費総額の60%以上を金融機関からの融資により資金調達すること。</li> </ol>	
事業内容	推進事業	施設・機械整備事業
	<p>事業プラン作成（そのためのコンサルタント相談を含む）や販路開拓のためのマーケティングなど</p>	<p>規模拡大や経営の多角化のために必要な施設や農業機械などの購入、製造、改良、据付、借用（用地取得費は除く）</p>
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費</li> <li>2 外部委託費（推進事業費全体の50%以内に限る。）</li> <li>3 広告宣伝費、ホームページ作成費</li> <li>4 専門家に対する講師謝金及び旅費</li> <li>5 調査研究費（データ購入・調査分析にかかる経費等）、知的財産権取得に要する弁理士等手続に係る経費</li> <li>6 商談会等の開催に係る会場借上料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費</li> <li>7 その他事業実施に必要不可欠な経費で上記に準じるもの</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次の施設等の整備に要する経費 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 農産物生産用施設</li> <li>(2) 農産物加工施設</li> <li>(3) 原料冷蔵施設</li> <li>(4) 食品残渣堆肥化施設</li> <li>(5) 機械装置及び工具器具</li> </ol> </li> <li>2 農地の簡易整備に要する経費</li> <li>3 その他事業実施に必要不可欠な施設・機械等の整備に要する経費で、上記に準じるもの</li> </ol> <p>※耐用年数5年以上のものに限る</p>
補助率	助成対象経費の30%以内	
補助限度額	30,000千円以内（1申請あたり）	
実施期間	事業承認年度を含め2箇年度以内	